

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例（平成29年3月17日京都市条例第29号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

社会福祉事業である保育所を経営する事業等の実施に必要な財源に充てるため、次のとおり、社会福祉事業基金の一部を処分することとしました。

事業名	処分する金額	処分後の基金の額
子どものための教育・保育給付費	25,900,000円	847,089,000円
民間社会福祉施設単費援護	36,000,000円	
障害児施設給付費	24,300,000円	
障害者自立支援給付費	113,800,000円	

この条例は、平成29年3月17日から施行することとしました。

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月17日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 29 号

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「1,047,089,000」を「847,089,000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)